年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係

6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成 19 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年 2 月から同年 4 月までは 20 万円、同年 5 月は 15 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 24 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、平成 19 年 11 月及び同年 12 月は 28 万円、20 年 1 月は 26 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 28 万円、同年 5 月は 18 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 19 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月1日から同年11月1日まで

② 平成19年11月2日から21年1月21日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②は同社の関連事業所であるB社に勤務していたが、私が所持する給与明細書に記載されている給与総支給額及び厚生年金保険料控除額は、ねんきん定期便に記載されている記録と比べて高額であるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成19年2月から同年4月までは20万円、同年5月は15万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は28万円、申立期間②について、同年11月及び同年12月は28万円、20年1月は26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月は18万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は19万円、同年11月は22万円、同年12月は17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年 10 月については、前述の給与明細書により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は不明とし、B社の元事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当た らないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで 私は、昭和61年3月3日にA社に入社し、同社がB社と社名を変更した 後の平成2年7月末まで継続して勤務していた。

申立期間は、C社に派遣されていた時期であり、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人と同様にC社に派遣されていた同僚の給与明細書から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(A社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の平成元年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は保険料を納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の記録によれば、申立期間が未加入期間となっている。 当時は、A社C支店から昭和45年4月1日に開設したD社E支店に異動していた時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD社からの辞令、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(A社C支店からD社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社E支店は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、同日までA社C支店において被保険者 資格を引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで 私は、昭和53年3月29日にB社のグループ会社であるA社に入社し、 C業務に従事した。勤務地及び業務内容に変更は無く、54年3月15日ま で継続して勤務していたので、申立期間が未加入期間となっていることに 納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶から判断すると、 申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からB社に転 籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和53年9月30日にA社で被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB社で被保険者資格を取得した同僚は、「昭和53年10月になってから転籍した。」と述べている上、同社は、同年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人は、同社において同日に被保険者資格を取得していることから、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の同年10月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 53

年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで 私の厚生年金保険の記録によれば、申立期間が未加入期間となっている。 当時は、A社C支店から昭和45年4月1日に開設したD社E支店に異動し ていた時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生 年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶から判断すると、 申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(A社C支店からD社E支 店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことが認められる。

なお、D社E支店は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、同日までA社C支店において被保険者資格を引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで 私の厚生年金保険の記録によれば、申立期間が未加入期間となっている。 当時は、A社C支店から昭和45年4月1日に開設したD社E支店に異動し ていた時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生 年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶から判断すると、 申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(A社C支店からD社E支 店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことが認められる。

なお、D社E支店は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、同日までA社C支店において被保険者資格を引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。